

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【事業年度】	第72期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【電話番号】	055-275-7521
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階
【電話番号】	03-5908-0161
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	33,282	35,501	41,855	49,968	55,821
経常利益 (百万円)	1,572	2,440	4,094	3,423	4,576
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	662	1,023	2,361	2,026	2,497
包括利益 (百万円)	603	2,472	4,484	3,741	1,152
純資産額 (百万円)	15,878	18,012	22,003	25,626	26,040
総資産額 (百万円)	31,510	34,760	41,108	63,183	60,639
1株当たり純資産額 (円)	594.20	670.19	806.32	936.83	952.43
1株当たり当期純利益金額 (円)	25.72	39.71	91.25	77.52	95.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	25.60	39.55	90.42	77.11	94.87
自己資本比率 (%)	48.5	49.8	51.2	38.9	41.2
自己資本利益率 (%)	4.3	6.3	12.3	8.9	10.1
株価収益率 (倍)	13.9	13.0	11.6	15.7	8.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	411	△515	4,056	3,338	4,502
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,310	△1,746	△2,729	△8,402	△3,572
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	899	850	465	7,050	△1,900
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	5,328	4,132	6,219	9,777	8,521
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,832 (496)	1,898 (656)	2,094 (577)	2,495 (470)	2,365 (394)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第68期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	20,516	21,308	22,577	24,514	25,415
経常利益 (百万円)	1,166	1,888	2,831	3,062	3,497
当期純利益 (百万円)	621	993	1,057	1,495	2,377
資本金 (百万円)	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	135,241	135,241	13,524,100	27,048,200	27,048,200
純資産額 (百万円)	14,284	15,035	15,859	17,257	18,888
総資産額 (百万円)	26,908	26,759	29,108	44,659	44,961
1株当たり純資産額 (円)	553.43	580.14	606.05	656.72	717.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	2,000.00 (1,000.00)	2,000.00 (1,000.00)	40.00 (15.00)	37.50 (25.00)	28.00 (14.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.12	38.54	40.86	57.18	90.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	24.02	38.39	40.49	56.88	90.32
自己資本比率 (%)	52.9	56.0	54.4	38.6	41.9
自己資本利益率 (%)	4.4	6.8	6.9	9.0	13.2
株価収益率 (倍)	14.9	13.4	25.8	21.3	9.3
配当性向 (%)	41.5	25.9	49.0	43.7	30.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	646 (187)	633 (193)	650 (161)	674 (192)	681 (177)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第68期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

2 【沿革】

昭和7年11月	鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森(東京都大田区)に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
昭和12年6月	合資会社に組織変更。
昭和14年4月	中野島(川崎市多摩区)に分工場を新設。
昭和19年7月	株式会社に組織変更。 鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
昭和20年11月	本社工場を大森から中野島(川崎市多摩区)に移転。 株式会社鬼頭製作所に商号変更。
昭和22年10月	営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
昭和42年11月	株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社(シャッター販売部門)を設立。 厚木工場(神奈川県厚木市)を新設。
昭和45年1月	キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。
11月	鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。 株式会社キトーに商号変更。
昭和53年10月	キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
昭和55年10月	当社株式の店頭登録により株式を公開。
昭和57年5月	新本社工場を山梨県中巨摩郡(現在地)へ移転するため建設に着工。
昭和58年12月	新本社工場が完成し、旧本社工場(中野島)及び厚木工場を全面移転。
平成2年1月	米国に現地法人KITO INC. (現・連結子会社)及びHarrington Hoists, Inc. (現・連結子会社)を設立。
平成5年1月	東京都渋谷区代々木に東京本社を新設。 カナダに現地法人KITO CANADA INC. (現・連結子会社)を設立。
平成7年5月	中国に合弁会社江陰凱澄起重機械有限公司(現・連結子会社)を設立。
平成8年4月	フィリピンに100%出資の子会社KITO PHILIPPINES, INC. (現・連結子会社)及びKITO PHILIPPINES, INC. の40%出資のKIMA REALTY, INC. を設立。
平成9年8月	タイに合弁会社SIAM KITO CO., LTD. (現・連結子会社)を設立。
平成10年7月	全事業所を対象としてISO9001を取得。
9月	関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
平成13年2月	本社工場を対象としてISO14001を取得。
6月	KITO INC. の100%出資の子会社Har Ki, Inc. (商標権等管理会社)を設立(現・連結子会社)。
平成14年6月	中国に70%出資の子会社北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立。
11月	江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を45%から65%とする。
平成15年1月	100%出資の子会社川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。
3月	大阪府寝屋川市の西部支社用の土地・建物の売却。大阪府守口市に新事務所を開設。
8月	カーライル・グループ(注)が100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社(以下「CJH3」という。)による当社株式の公開買付(TOB)成立。
10月	当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。 「キトーレバブロック LX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2003年度「グッドデザイン賞」においてグッドデザイン特別賞(金賞)を受賞。
11月	当社株式とCJH3株式との株式交換成立。
12月	CJH3との合併。当社が存続会社となる。
平成16年3月	北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司の閉鎖。
3月	中国に100%出資の子会社上海凱道貿易有限公司(現・連結子会社)を設立。
4月	立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。
平成17年1月	江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を65%から80%とする。
5月	東京都渋谷区代々木の東京本社用の土地・建物の売却。東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所(東京本社)を開設。 江陰凱澄起重機械有限公司の工場を同市内(江蘇省江陰市)の工業団地に全面移転。
平成18年5月	ドイツに100%出資の子会社Kito Europe GmbH(現・連結子会社)を設立。
12月	タイに当社49%出資の子会社SUKIT BUSINESS CO., LTD. (議決権所有割合82.8%)を設立。 同社が当社関連会社SIAM KITO CO., LTD. 株式を取得し、両社ともに連結子会社とする。
平成19年8月	東京証券取引所市場第一部へ上場。

- 平成20年 2月 SIAM KITO CO., LTD. の工場をバンコク市からチョンブリ県へ全面移転。
 11月 「キトーチェーンブロック CX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2008年度「グッドデザイン賞」を受賞。
 韓国に80%出資の子会社KITO KOREA CO., LTD. (現・連結子会社)を設立。
- 平成21年 2月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を80%から87%とする。
 4月 「キトーレバールブロック L5」が2008年度日本機械学会優秀製品賞を受賞。
 6月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を87%から88.7%とする。
 10月 KITO INC. の商号をKITO Americas, Inc. に変更。
- 平成22年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。
 6月 100%出資の子会社キトーホイストサービス株式会社を設立。同年10月MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)と資産譲渡契約を締結し、同社のホイスト事業を承継後、キトーホイストサービス株式会社にて事業を開始。
 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を88.7%から90%とする。
 10月 Armsel MHE Pvt. Ltd. (インド)の全株式を譲受けし、完全子会社化(現・連結子会社)。
- 平成23年 3月 カーライル・グループ保有株の売却
 KITO KOREA CO., LTD. の出資比率を80%から93.3%とする。
 4月 KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA(ブラジル)設立(現・連結子会社)。
 5月 東京本社を東京都新宿区西新宿の新宿NSビル内に移転。
 8月 PT. KITO INDONESIA (インドネシア)設立(現・連結子会社)。
 12月 キトーホイストサービス株式会社を吸収合併。
- 平成24年11月 台湾に55%出資の子会社台湾開道起重機股份有限公司を設立(現・連結子会社)。
- 平成25年 1月 SIAM KITO CO., LTD. の出資比率を74%から80%とする。
 2月 上海凱道貿易有限公司が凱道起重設備(上海)有限公司に商号変更。
 4月 凱道起重設備(上海)有限公司が、連結子会社の江陰凱澄起重機械有限公司に対する割当による増資を実施。結果、増資後の同社の資本金は7,000千円となり、当社の出資比率は、連結子会社が所有する出資比率を含み94.0%。
 シンガポールに100%出資の子会社KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD. を設立(現・連結子会社)。
 5月 台湾開道起重機股份有限公司が台湾開道股份有限公司に商号変更。
 7月 SIAM KITO CO., LTD. のタイ第2工場が操業を開始。
- 平成26年 8月 米国PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. の全株式を取得、同社及びその子会社3社を連結子会社化。
 10月 フィリピンのKIMA REALTY, INC. を株式売却により連結の範囲から除外する。
- 平成28年 1月 イタリアに100%出資の子会社Kito Chain Italia S.r.l. を設立(非連結子会社)
 2月 Kito Chain Italia S.r.l. がイタリアのWeissenfels Tech Chains S.r.l. のチェーン及びチェーン関連事業を取得
- (注) カーライル・グループとは、米国に本拠を置くプライベート・エクイティ・ファンドであり、グローバルに4つの投資分野(バイアウト、不動産、ベンチャー／グロース・キャピタル、レバレッジド・ファイナンス)において自己資金並びに外部投資家の出資により投資活動を展開しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社20社、及び非連結子会社1社の計22社で構成されております。当社グループは、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、米州、中国、アジア及び欧州の5つを報告セグメントとしております。

当社グループの主な事業内容は、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造、販売であります。

当社グループは、製品を「標準製品」「特殊製品」「その他」に区分し、顧客のニーズに合致した事業を展開しております。

(1) 当社グループの製品別の特徴

① 標準製品

顧客ニーズの最大公約数をとらえ規格化した製品であり、見込み生産品であります。巻上機及びクレーンともに使いやすさはもとより、安全性や生産性の向上を求める顧客の要望に高次元で応える機能を有しております。

② 特殊製品

顧客の荷役の内容や環境条件によって異なるさまざまなニーズをとらえオリジナルで設計及び製作し具現化した製品であり、特殊な環境や複雑な条件においても安全性と作業効率向上を求める顧客の要望に柔軟に対応しております。

③ その他

購入後の製品を継続的に安心してご使用頂くため、部品の提供やメンテナンス等のアフターサービス等を行っております。

(2) 当社グループの販売体制

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。

また、海外では北米、アジア、その他欧州をはじめ各国においてグローバルに事業を展開しており、海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

(3) 当社グループの取り扱い製品

標準製品・特殊製品・その他を機能別に分類すると以下のとおりであります。

標準	特殊	その他	品目	名称	特徴
○	○	—	手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
				レバーブロック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
				手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
			電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
				電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
				ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。
			クレーン		荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。
			ビローフックデバイス		玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェーンスリング、繊維スリング等の製品です。
—	○	—	バランサ		荷物の表面を空気圧やエアで吸着して、上下、旋回等操作できる製品です。
○	○	—	チェーン製品		タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。
—	—	○	その他		補修用部品販売、点検修理等のアフターサービスです。

(4) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける5つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

① 日本

当社

② 米州

Harrington Hoists, Inc.、PEERLESS Chain Co., Inc.、KITO CANADA INC. 及び KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

③ 中国

江陰凱澄起重機械有限公司、凱道起重設備(上海)有限公司

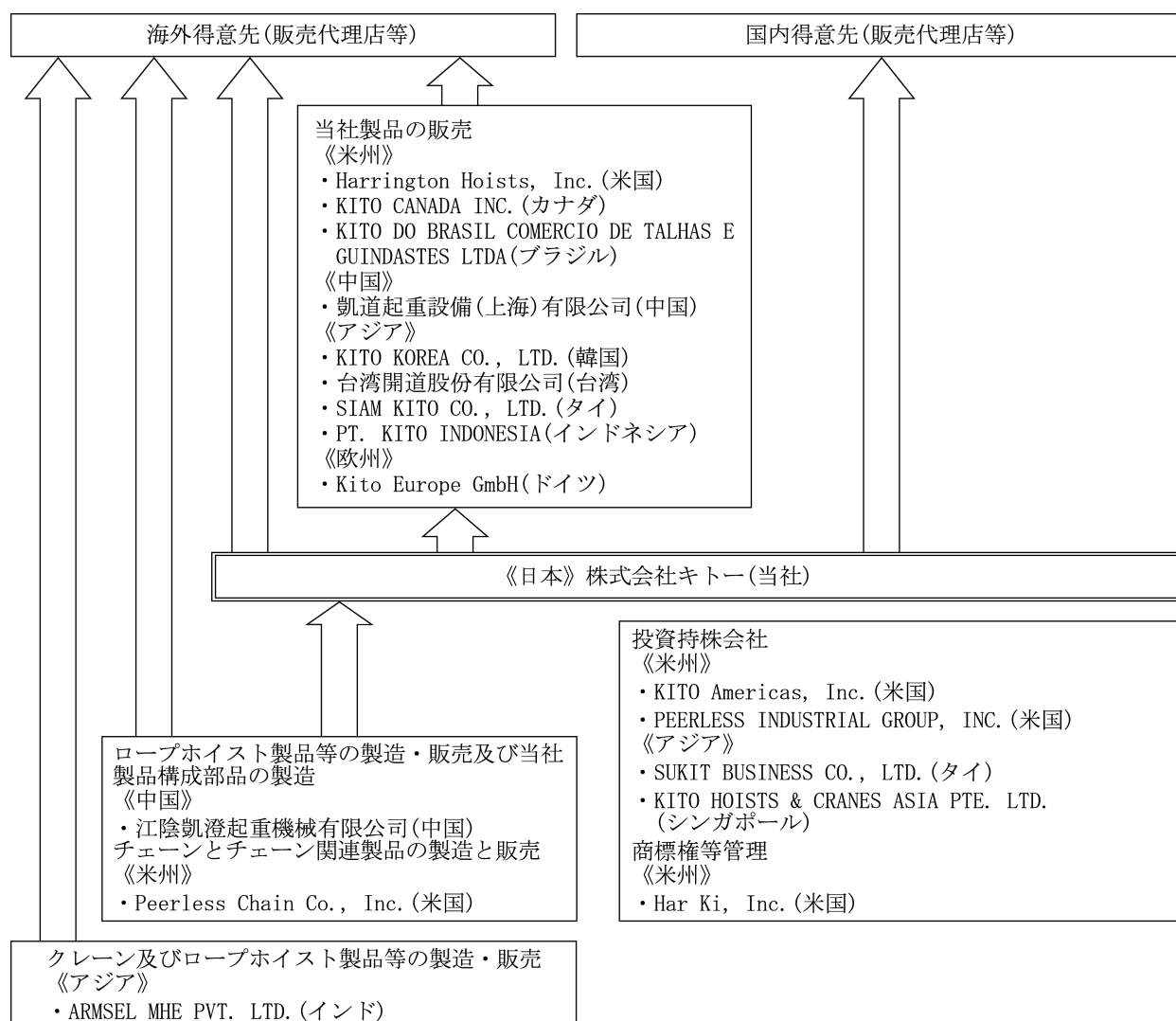
④ アジア

SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、ARMSEL MHE PVT. LTD.、PT. KITO INDONESIA、及び台湾開道股份有限公司

⑤ 欧州

Kito Europe GmbH

(5) 事業系統図



4 【関係会社の状況】

(平成28年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
KITO Americas, Inc. (注) 1、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 20,000	Harrington Hoists, Inc. PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及び Har Ki, Inc. への投資持 株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
Harrington Hoists, Inc. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千US\$ 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	—
Har Ki, Inc. (注) 2、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 1	Harrington Hoists, Inc. 製品 の 商標権及び知的財産権の管理	100.0 (100.0)	—
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	Peerless Chain Co., Inc. への投資持株会社	100.0 (100.0)	—
Peerless Chain Co., Inc. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	チェーンとチェーン関連製品の製 造と販売	100.0 (100.0)	—
SCC Japan合同会社 (注) 2、3	千葉県柏市	千円 10,000	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	—
KITO CANADA INC.	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	千C\$ 800	当社製品の販売	100.0	役員の兼任1名
Kito Europe GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千EUR 3,000	当社製品の販売	100.0	債務の保証
SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GmbH (注) 2、3	ドイツ連邦共和国 バーデン・ヴュルテ ンベルク州	千EUR 25	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	—
KITO PHILIPPINES, INC. (注) 1、4	フィリピン共和国 ラグナ州	千US\$ 13,989	当社製品構成部品の製造	100.0	役員の兼任1名
凱道起重設備(上海)有限公司 (注) 1、2	中華人民共和国 上海市徐匯区	千US\$ 7,000	当社製品の販売	94.0 (54.0)	—
江陰凱澄起重機械有限公司 (注) 1、3	中華人民共和国 江蘇省江陰市	千US\$ 26,000	ロープホイスト製品等の製造・販 売及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任2名
SIAM KITO CO., LTD. (注) 2	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	当社製品の製造・販売	80.0 (80.0)	債務の保証
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	82.8	資金の貸付
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品の製造・販売	93.3	債務の保証
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国	千S\$ 4,460	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	100.0	役員の兼任2名
ARMSEL MHE PVT. LTD.	インド共和国 カルナタカ州	千INR 19,636	クレーン及びロープホイスト製品 等の製造・販売	100.0	債務の保証
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (注) 1	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市	千BRL 12,971	当社製品及びクレーンの販売	100.0	—
PT. KITO INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	千IDR 20,472,840	当社製品及びクレーンの販売	100.0	債務の保証
台湾開道股份有限公司	台湾台北市	千新台幣\$ 76,500	当社製品及びクレーンの販売	55.0	債務の保証
(非連結子会社)					
Kito Chain Italia S.r.l. (注) 5	イタリア共和国 フリウリ＝ヴェネツ ィア・ジュリア特 別州	千EUR 10	チェーンとチェーン関連製品の製 造と販売	100.0	—
(その他の関係会社)					
KONECRANES FINANCE CORPORATION (以下「KCF」) (注) 6、7	フィンランド共和国 ヒビンカ	千EUR 27,994	事業会社の資金調達	[22.7]	当社との間で業務・ 資本提携契約を締結 しております。
KONECRANES PLC (以下「KONECRANES」) (注) 2、6、7	フィンランド共和国 ヒビンカ	千EUR 30,073	クレーン及びクレーン関連 機器製造・販売	[22.7] (22.7)	当社との間で業務・ 資本提携契約を締結 しております。

- (注) 1 特定子会社に該当しております。
 2 議決権の所有〔被所有〕割合の()内は、間接所有割合及び間接被所有割合で内数であります。
 3 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

	KITO Americas, Inc.	江陰凱澄起重機械有限公司
売上高 (百万円)	26,538	6,500
経常利益 (百万円)	909	844
当期純利益 (百万円)	304	633
純資産額 (百万円)	6,633	6,435
総資産額 (百万円)	24,504	7,261

KITO Americas, Inc. は、Harrington Hoists, Inc.、Har Ki, Inc.、投資持株会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及びその子会社3社を連結した金額であります。

- 4 KITO PHILIPPINES, INC. は清算手続中であります。
 5 平成28年1月14日付で、Kito Chain Italia S.r.l. をイタリアに設立いたしました。
 6 KCFは、KONECRANESの100%子会社であります。
 7 当社との間におきましては、重要な取引関係等はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	623 (170)
米州	608 (8)
中国	535 (157)
アジア	507 (50)
欧州	34 (2)
全社(共通)	58 (7)
合計	2,365 (394)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
 なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
 3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
681 (177)	41.7	15.2	6,265

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	623 (170)
全社(共通)	58 (7)
合計	681 (177)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
 4 平均年間給与は、平成28年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。
 5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和43年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。
 平成28年3月31日現在の組合員数は578名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度は、世界経済の減速懸念や原油安の影響を受けて、国内、海外市場ともに不透明感が拡大しました。日本では企業の設備投資に緩やかな回復基調が見られるものの、景気の下振れリスクが意識されて投資に慎重な姿勢が見られました。海外では原油価格の下落がエネルギー産業の設備投資の重しとなり、米国では需要は全体的に底堅いものの、ドル高の影響を受けて製造業や輸出産業の投資を下押ししています。中国は依然として景気の減速が続き、中国経済の影響を受けたアジア地域では成長の勢いに鈍化が見られました。

5カ年の中期経営計画の最終年度である当連結会計年度は、中国経済の減速、アジア地域の設備投資鈍化といった外部環境の変化を受けて、北米事業へのリソースのシフト、クレーン案件の利益管理を強化、主力のホイスト製品とその周辺のチェーン関連製品の品揃えの拡充、など柔軟な対応を取り、中期経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は、55,821百万円（前期比11.7%増）となりました。利益は、連結営業利益5,221百万円（前期比53.8%増）、連結経常利益4,576百万円（前期比33.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,497百万円（前期比23.2%増）となり、前期比で増収増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりになります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前期比)	営業損益(前期比)
日本	25,415百万円 (3.7%増)	5,521百万円 (16.8%増)
米州	27,965百万円 (27.3%増)	1,121百万円 (50.7%増)
中国	7,870百万円 (7.5%減)	867百万円 (3.7%増)
アジア	5,166百万円 (5.6%減)	61百万円 前年同期は374百万円の営業損失
欧州	1,686百万円 (0.3%減)	31百万円 (239.7%増)

(日本)

売上高は25,415百万円となり、前年同期に比べて3.7%の増加となりました。民間の設備投資需要を受けて、電動品やクレーンなどの受注が堅調に推移しました。営業利益は、工場での生産性の向上が寄与したことから、前年同期に比べて16.8%増加し、5,521百万円となりました。

(米州)

米国で買収したPeerless社が通年で連結業績に寄与したことから大きく増収となり、米州全体では売上高27,965百万円（前年同期比27.3%増）となりました。Peerless社を除いた既存事業は、現地通貨ベースで米国が前年同期比2.8%減、カナダは25.2%増となりました。営業利益は1,121百万円（前年同期比50.7%増）となり、米州全体で大きく増収増益となりました。

(中国)

経済の減速を受けて需要が全般的に低調に推移した結果、売上高は7,870百万円（前年同期比7.5%減）となりました。コスト削減による利益改善の結果、営業利益は867百万円（前年同期比3.7%増）と増益となりました。

(アジア)

中国の景気減速の影響を受けて、地域経済の成長鈍化とともに投資需要が減退するなか、売上高は5,166百万円（前年同期比5.6%減）となりました。利益面ではクレーン案件の収益性改善と、メンテナンスなどサービス事業の拡充、タイでの生産拠点の集約を図った結果、61百万円の営業利益（前年同期は374百万円の営業損失）となりました。

(欧州)

原油価格の下落や周辺地域の情勢など、不透明感が増すなか、売上高は1,686百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は31百万円（前年同期比239.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は8,521百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,256百万円減少いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは4,502百万円と前年同期比1,163百万円収入増となりました。これは、税金等調整前当期純利益が4,210百万円、減価償却費1,814百万円、法人税等の支払額が2,200百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは△3,572百万円と前年同期比4,830百万円支出減となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,317百万円、無形固定資産の取得による支出が695百万円、関係会社出資金の払込による支出が1,337百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは△1,900百万円と前年同期比8,950百万円収入減となりました。これは、長期借入れによる収入が2,525百万円、長期借入金の返済による支出が2,836百万円、社債の償還による支出が1,000百万円となったこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
日本	25,767	106.6
米州	11,562	143.9
中国	6,609	89.4
アジア	4,568	83.5
欧州	—	—
合計	48,507	107.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日本	14,105	111.3	1,316	149.7
米州	28,040	123.6	1,623	108.6
中国	6,902	78.8	350	40.5
アジア	5,443	104.4	1,266	132.0
欧州	1,620	100.9	56	46.4
合計	56,112	110.1	4,614	106.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
日本	13,667	107.2
米州	27,912	127.5
中国	7,418	90.5
アジア	5,136	94.4
欧州	1,686	100.0
合計	55,821	111.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

平成33年3月期をゴールとする5カ年の中期経営計画においては、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充により事業の拡大をはかり、利益とキャッシュ・フローを最大化し、中長期的な営業利益とEBITDAの成長を目指します。

新中期経営計画においても、お客様の期待を上回る価値を提供し続け、市場におけるキトーブランドの価値の最大化を実現するため、以下を重点課題とし、グローバル市場での事業をより一層強化し、存在価値を高めてまいります。

(1) 顧客満足度の向上

製品分野と製品品揃えを拡充するとともに、キトー製品の価値向上と差別化をはかります。ユーザートレーニングなどのサービスを充実させ、リードタイムを短縮し、お客様へのサービス向上を図ります。品質管理・品質保証体制を強化し、グローバルでの品質保証体制を確立します。

(2) 組織運営の効率化

グローバルでのITインフラを整備し、グループ経営基盤を構築します。サプライチェーン最適化に向けて、日本、中国、米国、アジアの4生産拠点でのオペレーションの効率化、デリバリーの改善、在庫の圧縮をはかります。リンクチェーンで世界最大規模の生産量を誇るクサリの生産体制について、日本、米国、欧州を軸に最適化を図ります。

(3) 人への投資

社員の意識改革と組織の風土改革をすすめ、魅力ある組織作りを目指します。ダイバーシティを深化し、文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進するビジネスリーダーの育成を図ります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成28年6月22日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい米州、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの販売体制等について

① 販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、各国において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。なお、平成28年3月期において、当社グループの連結売上高の100分の10以上を販売している販売代理店はありません。

② 海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

(地域別売上高)

	米州	中国	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	27,909	7,418	5,321	1,837	642	43,129
連結売上高(百万円)	—	—	—	—	—	55,821
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	50.0	13.3	9.5	3.3	1.2	77.3

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は77.3%となっております。とりわけ、米州地域及び中国・アジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ50.0%及び22.8%を占めております。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、米州、中国、アジア、欧州等の諸外国で事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響をもたらす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証也没有ありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があります、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場変動により、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループが当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー(当社)	三菱電機FA産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	平成18年1月5日から平成29年1月4日まで

(注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。

2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

(2) 業務・資本提携契約

会社名	相手方の名称	国名	契約内容
株式会社キトー(当社)	KONECRANES PLC	フィンランド	業務・資本提携

(3) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「コミットメントライン契約書」

当社(以下、「借入人」という。)は、平成28年2月29日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額	7,000百万円
3. 借入金額	本書提出日現在残高 450百万円
4. 契約期間満了日	平成31年3月29日
5. 主な借入人の義務	(1) 借入人の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 ① 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ② 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ③ 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

- (4) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「シンジケートローン契約書」

当社(以下、「借入人」という。)は、平成26年12月24日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額	118百万U S ドル
3. 借入金額	本書提出日現在残高 103百万U S ドル
4. 最終返済日	平成37年1月27日
5. 主な借入人の義務	(1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない (4) 次の財務制限条項を遵守すること ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうちいずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

(2) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、開発部が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

(3) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めております。主な成果としては、これまで電気チェーンブロックで培ってきた独自のインバータ制御やブレーキ付モータ、並びにアルミケーシング等を採用して独自設計した新製品「キトーロープホイストRY形」2.8t ローヘッドタイプを日本市場で先行発売いたしました。また、エンターテインメント分野で常に世界をリードする米国において高い評価を得ているシアターホイスト「TNER」シリーズを、米国子会社の“HARRINGTON”ブランドにて日本市場でも販売を開始いたしました。さらに海外市場では「キトーエアホイスト」、並びに「キトーチェーンスリング100」の販売を開始いたしました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は942百万円であり、日本で872百万円、米州で6百万円、中国で64百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成28年6月22日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に与えるような見積り・予測を必要とします。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

④ 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 繰延税金資産

繰延税金資産について、将来の課税所得及び継続的な税務計画をもって検討し、繰延税金資産の全部又は一部について将来回収可能性がないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上しております。

⑦ 未払費用

未払費用に計上している売上割戻金について、当該期間に関わる費用を過去の一定期間の支払実績率により計上しております。

⑧ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑨ 固定資産の減損

地理的な配置及び事業性の有無等、資産の性質を基本単位とし、連結子会社については原則として各社を一つの単位として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位に資産をグルーピングしております。当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

(2) 財政状態の分析

① 資産

資産合計は60,639百万円と前連結会計年度末に対し2,543百万円減少いたしました。これは、現金及び預金の減少1,263百万円、商品及び製品の減少902百万円、のれんの減少1,110百万円、投資有価証券の増加1,298百万円等によるものです。

② 負債

負債合計は34,599百万円と前連結会計年度末に対し2,957百万円減少いたしました。これは、支払手形及び買掛金の減少811百万円、社債の減少1,000百万円、長期借入金の減少1,131百万円等によるものです。

③ 純資産

純資産合計は26,040百万円と前連結会計年度末に対し413百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加1,801百万円、為替換算調整勘定の減少1,130百万円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおり、売上高は55,821百万円（前期比11.7%増）、営業利益5,221百万円（前期比53.8%増）、経常利益4,576百万円（前期比33.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,497百万円（前期比23.2%増）となりました。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「あらゆる市場で最も信頼される巻上げ（反重力）機器メーカーを目指す」ことをビジョンに掲げ、平成29年3月期から平成33年3月期までの、5カ年の中期経営計画を策定いたしました。

新しい中期経営計画においては「高収益体質への回帰」、「製品ポートフォリオ拡充による成長」、「真のグローバル企業への組織進化」の3つを経営目標とし、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充による事業の拡大をはかります。

利益とキャッシュ・フローを最大化することで、中長期的な営業利益とEBITDAを拡大し、EBITDAは、平成28年3月期の74億円から、中期経営計画の最終年度である平成33年3月期には130億円の実現を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

② 資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

③ 研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

④ 借入金

当社グループは、株式会社三井住友銀行他3行と運転資金を対象としたコミットメントライン契約とシンジケートローン契約を締結しております。

平成28年3月31日現在、運転資金を対象としたコミットメントライン契約による借入金残高はなく、シンジケートローン契約による借入金残高は13,082百万円であります。また、子会社の現地での借入金残高は2,025百万円であります。

⑤ 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,013百万円であり、日本においては、主に耐震補強工事、社内基幹システムの更新を中心に1,426百万円の投資等を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社工場 (山梨県中巨摩 郡昭和町)	日本	生産設備	2,086	1,112	983 (160,024)	115	401	4,698	422
	日本	その他の 設備	54	7	15 (2,688)	1	36	114	33
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	19	—	— (—)	—	10	30	117

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。
 4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

(2) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国 ペンシルバニア州)	米州	販売設備	231	150	55 (25, 213)	31	468	219
Peerless Chain Co., Inc. (アメリカ合衆国 ミネソタ州)	米州	生産設備	154	2, 235	42 (13, 152)	71	2, 504	337
江陰凱澄起重機械 有限公司 (中華人民共和国 江蘇省江陰市)	中国	生産設備	1, 399	980	— (—)	69	2, 449	631
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	2	14	— (—)	6	24	35
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国 チョンブリ県)	アジア	生産設備	440	193	142 (32, 591)	79	856	272
		賃貸不動産	169	—	120 (17, 032)	—	290	
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国 京畿道城南市)	アジア	販売設備	208	41	156 (4, 955)	7	413	38
ARMSEL MHE PVT. LTD. (インド共和国 カルナタカ州)	アジア	生産設備	41	42	99 (11, 650)	6	189	196

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」の合計であります。

4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (山梨県 中巨摩郡 昭和町)	日本	社内基幹シ ステム更新	971	846	自己資金 外部借入	平成25年 2月	平成28年 10月	維持更新
			本社工場耐 震補強対策	215	—	自己資金 外部借入	平成28年 4月	平成29年 3月	維持更新
			塗装設備の 新設	207	—	自己資金 外部借入	平成28年 4月	平成28年 8月	生産能力 拡大
			サドル加工 機導入	179	—	自己資金 外部借入	平成28年 4月	平成28年 10月	生産能力 拡大
			サブ変電所 老朽化対策	178	—	自己資金 外部借入	平成28年 4月	平成28年 8月	維持更新

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項は、ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	27,048,200	27,048,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000 (注) 1・5・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 537 (注) 2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年3月31日付

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 新株予約権放棄数 | 100個 |
| ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 | 普通株式100株 |

- 6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。
- また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

② 第7回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成21年6月24日)及び取締役会決議(平成22年5月25日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	325 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 605 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年5月26日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。
- また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

③ 第9回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日)及び取締役会決議(平成23年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	150 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注)1・5・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 391 (注)2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日～ 平成33年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成23年5月27日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年10月19日

- ① 新株予約権放棄数 100個
 ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 普通株式100株

平成25年4月30日

- ① 新株予約権放棄数 100個
 ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 普通株式10,000株

平成25年12月31日

- ① 新株予約権放棄数 50個
 ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 普通株式5,000株

6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

④ 第10回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成24年6月22日)及び取締役会決議(平成25年5月28日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 853 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月29日～ 平成35年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 853 資本組入額 427 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
 但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成25年5月29日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

⑤ 第11回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成25年6月20日)及び取締役会決議(平成26年5月27日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	300 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,140 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月28日～ 平成36年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成26年5月28日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

⑥ 第12回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成26年6月24日)及び取締役会決議(平成27年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,252 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年5月27日～ 平成37年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,252 資本組入額 626	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成27年5月27日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日 (注) 1	13,388,859	13,524,100	—	3,976	—	5,199
平成26年10月1日 (注) 2	13,524,100	27,048,200	—	3,976	—	5,199

(注) 1 平成25年4月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が13,388,859株増加しており、発行済株式総数残高が13,524,100株となっております。

2 平成26年10月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が13,524,100株増加しており、発行済株式総数残高が27,048,200株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	27	24	89	75	7	6,122	6,344	－
所有株式数（単元）	－	65,801	5,291	13,484	114,267	203	71,421	270,467	1,500
所有株式数の割合（％）	－	24.328	1.956	4.985	42.248	0.075	26.406	100.00	－

(注) 自己株式787,016株は、「個人その他」に787単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
CBLDN KONECRANES FINANCE OY (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	CITIGROUP CENTRE 33 CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	5,950,000	22.00
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,367,100	5.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,243,700	4.60
GOLDMAN, SACHS& CO REG (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	986,400	3.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	906,200	3.35
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	OGIER FIDUCIARY SERVICES, CAYMAN ISLAND LIMITED, 89 NEXUS WAY, CAMANA BAY, GRAND CAYMAN KYI 9007, CAYMAN ISLAND	799,000	2.95
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイラ ンドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	767,800	2.84
株式会社YKキャピタル	山梨県甲府市古府中町6028-14	740,000	2.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	670,400	2.48
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	662,200	2.45
計	—	14,092,800	52.10

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,149,900株

資産管理サービス信託銀行株式会社 767,800株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 662,200株

2 上記のほか当社所有の自己株式787,016株(2.91%)があります。

- 3 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が以下のとおり、当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有の株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

(千株未満は切り捨て)

報告義務発生日	提出日	氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
平成27年 5 月21日	平成27年 5 月28日	レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,453	5.37
平成27年 8 月25日	平成27年 9 月1日			1,742	6.44
平成28年 4 月1日	平成28年 4 月7日			1,439	5.32
平成28年 4 月28日	平成28年 5 月10日			1,156	4.28

- 4 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社が以下のとおり、当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有の株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

(千株未満は切り捨て)

報告義務発生日	提出日	氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
平成28年 2 月15日	平成28年 2 月22日	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	242	0.90
		みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	379	1.40
		みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	908	3.36
		合計		1,530	5.66
平成28年 3 月31日	平成28年 4 月7日	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	10	0.04
		みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	384	1.42
		みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	826	3.06
		合計		1,221	4.52
平成28年 4 月29日	平成28年 5 月11日	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	289	1.07
		みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	383	1.42
		みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	811	3.00
		合計		1,484	5.49

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 787,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,259,700	262,597	—
単元未満株式	普通株式 1,500	—	—
発行済株式総数	27,048,200	—	—
総株主の議決権	—	262,597	—

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	787,000	—	787,000	2.91
計	—	787,000	—	787,000	2.91

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成21年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年6月24日定時株主総会及び平成22年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年6月24日定時株主総会及び平成23年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月24日開催の定時株主総会及び平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成24年 6 月22日定時株主総会及び平成25年 5 月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年 6 月22日開催の定時株主総会及び平成25年 5 月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成25年 5 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成25年 6 月20日定時株主総会及び平成26年 5 月27日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成25年 6 月20日開催の定時株主総会及び平成26年 5 月27日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年 5 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成26年6月24日定時株主総会決議及び平成27年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月24日開催の定時株主総会及び平成27年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成27年6月23日定時株主総会決議及び平成28年5月31日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月23日開催の定時株主総会及び平成28年5月31日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第13回新株予約権	
決議年月日	平成28年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	80,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年6月1日～平成38年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額 446
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

(平成28年6月21日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成28年6月21日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)4名及び執行役員(人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注) 2
新株予約権の行使期間	付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストック・オプションの 行使に対する付与)	28,000	12	—	—
保有自己株式数	787,016	—	787,016	—

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、期初の計画に従い、中間配当1株当たり14円に、期末配当1株当たり14円を加えた年間28円(連結配当性向29.4%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月12日 取締役会決議	367	14.00
平成28年6月21日 定時株主総会決議	367	14.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	77,000	103,400	2,368	3,065 ※1,412	1,335
最低(円)	50,500	53,500	910	1,845 ※1,082	681

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成25年4月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

3 ※は、株式分割(平成26年10月1日付、1株につき2株の割合をもって分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	974	1,087	1,110	1,084	998	920
最低(円)	834	951	986	902	681	728

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	社長執行役員 チーフプロダクトオフィサー	鬼頭 芳雄	昭和38年6月4日	昭和63年11月	当社入社	(注) 3	162,500
				平成4年6月	取締役		
				平成10年6月	常務取締役		
				平成11年4月	専務取締役		
				平成12年7月	専務取締役 専務執行役員		
				平成17年4月	代表取締役副社長		
					副社長執行役員		
				平成18年1月	代表取締役社長 社長執行役員		
				平成23年11月	代表取締役社長 社長執行役員		
					国内営業本部長		
				平成25年4月	代表取締役社長 社長執行役員		
					東アジア事業本部長		
				平成25年12月	代表取締役社長 社長執行役員		
					東アジア事業本部長 兼 グローバルソリューション本部長		
				平成26年4月	代表取締役社長 社長執行役員		
					兼 グローバルソリューション本部長		
				平成28年4月	代表取締役社長 社長執行役員兼		
					チーフプロダクトオフィサー（現任）		
					(他の法人等の代表状況)		
				平成18年1月	江陰凱澄起重機械有限公司		
					董事長		
				平成18年7月	KITO CANADA INC. / Chairman		
				平成23年5月	KITO Americas, Inc. / Chairman		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 副社長	副社長執行役員 Co-Chief Market Officer	Edward W. Hunter	昭和40年 7 月 3 日	昭和63年 5 月	オーウェンズ・アンド・マイナー・インコーポレイテッド 入社	(注) 3	40,000
				平成 2 年 4 月	ボランティア・ホスピタルズ・オブ・アメリカ 入社		
				平成 5 年 6 月	スチュアート・メディカル (現オーウェンズ・アンド・マイナー・インコーポレイテッド) 入社 部長		
				平成 8 年 9 月	W.W. グレンジャー・インコーポレイテッド入社 シニア・ディレクター		
				平成16年 5 月	当社関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド入社 取締役社長		
				平成20年 4 月	当社入社 執行役員 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成23年 4 月	当社常務執行役員米州事業管掌兼 米州事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成25年 4 月	当社常務執行役員米州・EMEA事業管掌 兼 米州・EMEA事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成28年 4 月	当社副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc. / Director 兼 HarringtonHoists, Inc. / Director 兼 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC./ Chairman & Director 兼 Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director		
				平成28年 6 月	当社取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer(現任)		
(他の法人等の代表状況)							
平成26年 8 月	PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC./ Chairman & Director						
平成26年 8 月	Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director						
平成28年 4 月	KITO Americas, Inc./ Director						
平成28年 4 月	Harrington Hoists, Inc. / Director						

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	専務執行役員 チーフ・アド ミニストレー ションオフィ サー	宮脇 彰秀	昭和33年 8 月 4 日	昭和57年 4 月	トヨタ自動車販売株式会社(現 ト ヨタ自動車株式会社)入社	(注) 3	0
				平成 2 年 9 月	ベイン・アンド・カンパニー・ジ ャパン・インコーポレイテッド入 社		
				平成 6 年 6 月	ウィリアム・エム・マーサー株式 会社(現 マーサージャパン株式会 社)取締役		
				平成 9 年 8 月	クライスラージャパンセールス株 式会社人事総務本部長及びクライ スラーアジアパシフィック地域本 社副社長		
				平成12年 5 月	SAPジャパン株式会社 バイスプレジデント		
				平成15年 6 月	ジョンソン・エンド・ジョンソン 株式会社メディカルカンパニーバ イスプレジデント		
				平成18年 4 月	同社シニアバイスプレジデント		
				平成20年10月	株式会社スクウェア・エニック ス・ホールディングス 専務執行 役員		
				平成25年11月	当社入社		
				平成25年12月	常務執行役員 経営企画室・経営 管理本部管掌		
				平成27年 6 月	常務取締役 常務執行役員 経営企画室・経営管理本部管掌		
				平成28年 4 月	専務取締役 専務執行役員 チーフ・アドミニストレーション オフィサー(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
平成27年 6 月	KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD. / DIRECTOR						

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)		
常務取締役	常務執行 役員 チーフ・クオ リティオフィ サー兼品質保 証本部長	譲原 経男	昭和32年12月26日	昭和55年4月 平成19年4月	当社入社 執行役員 技術開発副本部長 兼 開発部長	(注) 3	23,600		
				平成21年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 開 発部長				
				平成21年10月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造副本部長 兼 開発部長				
				平成22年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 兼 開発部長				
				平成22年6月	取締役 執行役員 技術開発本部 長 兼 製造本部長 兼 開発部 長				
				平成23年4月	常務取締役 常務執行役員 グロ ーバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 兼 技術開発本部長				
				平成25年4月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術 開発本部管掌 兼 調達本部長				
				平成25年12月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌				
				平成27年4月	常務取締役 常務執行役員 グロ ーバル生産・品質保証管掌 兼 調 達本部長				
				平成28年4月	常務取締役 常務執行役員 チー フ・クオリティオフィサー 兼 品 質保証本部長(現任)				
(他の法人等の代表状況)									
	平成23年4月	江陰凱澄起重機械有限公司 董事							
取締役	—	山田 和広	昭和38年3月28日	昭和60年4月	株式会社住友銀行(現 株式会社 三井住友銀行)入行	(注) 3	18,000		
				平成13年1月 平成13年2月	株式会社住友銀行 退行 カーライル・ジャパン・エルエル シーディレクター				
				平成15年11月 平成17年1月	当社取締役(現任) カーライル・ジャパン・エルエル シーマネージングディレクター				
				平成24年1月	カーライル・ジャパン・エルエル シー日本共同代表				
				平成28年6月	カーライル・ジャパン・エルエル シーマネージングディレクター 日本における代表者(現任)				
取締役	—	淡輪 敬三	昭和27年9月19日	昭和53年4月 昭和62年7月	日本鋼管株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニ ー・インク・ジャパン入社	(注) 3	49,900		
				平成5年7月 平成9年7月	同社 パートナー ワトソンワイアット株式会社(現 タワーズワトソン株式会社)代表 取締役社長				
				平成19年2月 平成25年7月	当社取締役(現任) タワーズワトソン株式会社取締役 会長				
				平成26年7月	タワーズワトソン株式会社シニア アドバイザー(現任)				
				平成28年1月 平成28年2月	タワーズワトソン株式会社 退社 株式会社ビービット 顧問 (現任)				

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	中村 克己	昭和28年6月23日	昭和53年4月 平成12年1月 平成13年4月 平成15年7月 平成20年5月 平成21年6月 平成25年6月 平成26年6月 平成28年6月	日産自動車株式会社入社 同社プログラム管理室 プログラムディレクター 同社常務執行役員 東風汽車有限公司総裁 ルノー社EVP ルノー社EVP兼日産自動車株式会 社取締役 カルソニックカンセイ株式会社取 締役会長(現任) 日産自動車株式会社取締役退任 当社取締役(現任)	(注) 3	0
常勤監査役	—	米山 健太郎	昭和33年4月14日	昭和56年4月 平成18年8月 平成23年4月 平成27年4月 平成27年6月	当社入社 内部監査室 室長 人事総務部 部長 監査役付 部長 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	11,800
監査役	—	安永 雅俊	昭和27年4月14日	昭和59年4月 昭和63年8月 平成3年10月 平成6年12月 平成7年1月 平成19年2月	弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入 所 イリノイ大学カレッジ・オブ・ロ ーに留学 長島・大野法律事務所(現 長島・ 大野・常松法律事務所)復帰 畠澤 若井 法律事務所(現 畠 澤 若井 安永 法律事務所)入 所 同社 パートナー(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	16,600
監査役	—	濱田 清仁	昭和32年11月30日	昭和60年10月 平成元年4月 平成9年2月 平成10年2月 平成10年4月 平成19年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	5,000
計							327,400

- (注) 1 取締役 山田和広、淡輪敬三及び中村克己の各氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 安永雅俊及び濱田清仁の各氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成28年6月21日開催の定時株主総会から、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成27年6月23日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次の18名であります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	鬼頭 芳雄	Chief Product Officer
副社長執行役員	Edward W. Hunter	Co-Chief Market Officer
専務執行役員	宮脇 彰秀	Chief Administration Officer
常務執行役員	譲原 経男	Chief Quality Officer 兼品質本部長
常務執行役員	黄 瓏琳	Co-Chief Market Officer
常務執行役員	坂入 昌朝	Chief Strategy Officer 兼 事業戦略本部長
常務執行役員	河野 俊雄	Chief Manufacturing Officer 兼 調 達 本 部 長 兼 KGO Projectオーナー
執行役員	遅澤 茂樹	経営管理本部長 兼 法務室長
執行役員	福村 治	中国事業本部長
執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	鈴木 透	EMEA事業本部長 兼 EMEA事業部長
執行役員	早川 公明	チェーン製造本部長
執行役員	山田 浩	技術開発本部長
執行役員	Scott D. Miller	PCH(Powered Chain Hoists) プロダクト担当
執行役員	森田 義雄	地域事業管理管掌
執行役員	Carlo Lonardi	米州事業本部長
執行役員	Marc Premont	米州事業本部副本部長
執行役員	小林 卓也	ホイスト製造本部長 兼 生産技術部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

すべてのお客様に、満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、法令遵守に基づくキトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した健全な意思決定を通じて株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、適時開示体制の強化等に取り組んでおります。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在取締役7名で構成されております。取締役7名のうち、3名は社外取締役で独立役員として選任されており、当社の重要事項に関する意思決定を行っております。また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による機動的な業務執行を図るため、執行役員制度(執行役員18名、うち、取締役兼務者4名)を導入しており、取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。更に、当社は、取締役会の諮問機関として、取締役5名で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役5名のうち、社外取締役3名を選任し、当委員会の独立性及び中立性を確保しつつ、業務執行結果を評価し、人事に反映することで取締役会による業務執行の監督者としての役割・責務を果たす経営形態を採用しております。

- ・取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ確な経営判断が実施できる体制となっております。

当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行い、グループ全体の統制を図っております。

また、代表取締役は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。

- ・執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。

また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌及び権限に従い、業務執行を行っております。

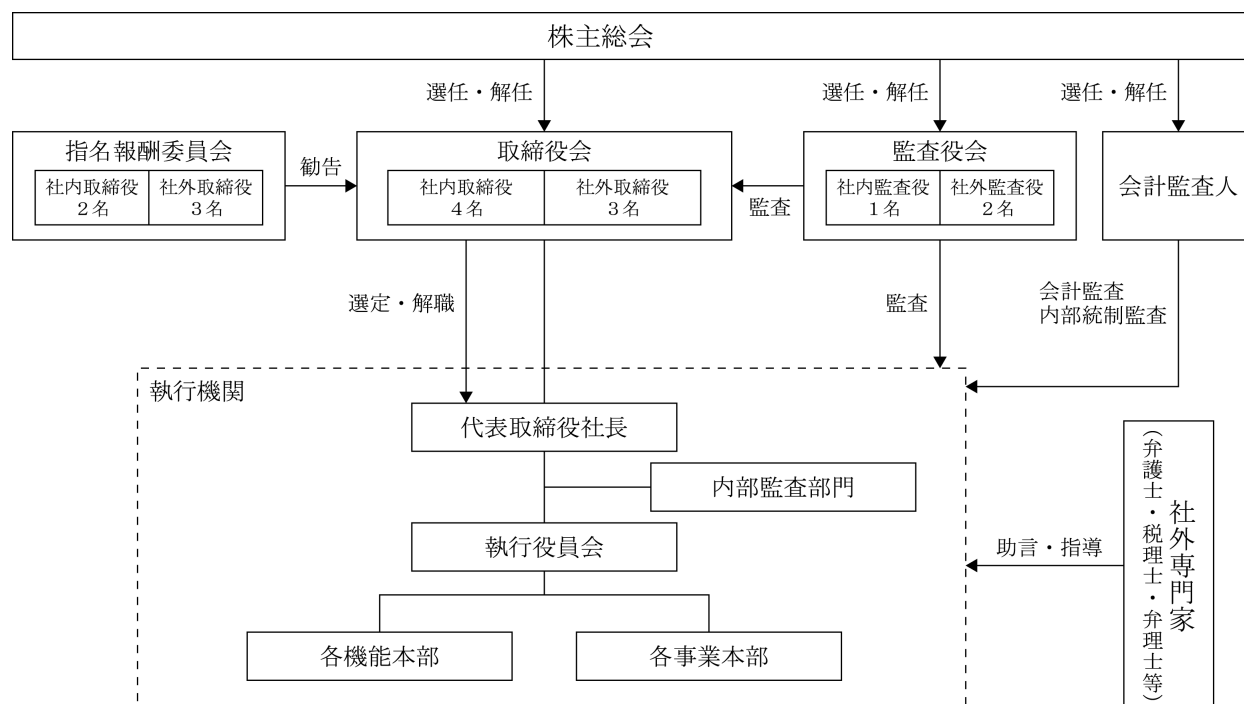
- ・指名報酬委員会は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員の候補者選任・解任・解職に係る事項並びに取締役、執行役員及び子会社役員の報酬等の内容に関して透明性及び公正性を向上させることを目的として、取締役会の諮問機関として、必要の都度、審議し取締役会に対し勧告を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、監査役設置会社であり、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と監査役会による監査機能を有しております。それを、社外取締役と監査役会等の連携により強化しております。

製造業の経営経験者や国際公認投資アナリスト、経営コンサルタントとして製造業を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見地から当社の業務執行を監督し、また、会計・法務等専門の見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務執行の適正性を確保していると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として、次の概要図の体制を採用しております。



ハ その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の職務の執行についてより実効性を高めるための内部統制システムの整備、運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務文章、職務権限等に関する規程の整備・運用を通して、迅速かつ的確な業務執行を実践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査役及び内部監査室が監査を定期的実施しており、執行役員及び各部署長は、適宜、監査結果に対する改善計画を策定し実施しております。

・リスク管理体制の整備の状況

製造会社にとって潜在的に大きなリスク要因となりうる環境・品質・安全等の分野においては、社内にISO規格及び労働安全衛生法に定められたそれぞれの委員会を運営しております。環境と品質については、それぞれの委員会の指定する社員がISO監査委員となり、定期的に監査を実施しており、安全については、毎月1回以上の委員による安全巡視を行っております。環境と品質の監査結果及び安全衛生活動の状況については、監査役にも報告しております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保する為の体制整備の状況

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進しております。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

さらに、当社は、リスク管理に関する基本規定（「リスク管理規定」）を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、法務担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進することとしており、当社グループのリスク管理については、早急に体制整備と運用を行うこととしています。

このほか、当社内部監査室は、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行っております。また、当社グループの取締役等、監査役（子会社でこれに相当する地位にある者を含む）又は使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制としており、その上、当社グループの内部通報制度については、平成27年度に体制整備を行い運用を開始しております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

当社では、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

加えて、当社は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い、定款を、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く)及び監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう改定し、平成27年6月23日付にて変更しております。

② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、マネージャー以下3名の体制としております。また、監査役監査の組織は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成される監査役会としております。

社外監査役2名のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、社外監査役のもう1名は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立役員として選任しております。

イ 内部監査の状況

内部監査室は、財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて、当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。

内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。

ロ 監査役監査の状況

各監査役は、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。

更に、監査役は、ISO規格による環境及び品質に関する委員会の当社が資格付与した内部監査員による内部監査結果について、それぞれの委員会から報告を受けると共に、内部監査室の内部監査結果並びに会計監査人の監査終了後の監査実施概要及び監査結果についても、報告を受けております。

ハ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査室の内部監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、また、監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。また、内部監査室及び監査役は、会計監査人による監査結果を四半期毎に報告を受けております。

内部監査結果及び監査役監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

イ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

- ・社外取締役及び社外監査役個人と当社との、人的関係、資本的关系及び取引はございません。
- ・社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「5 役員の状況」に記載しているため、省略しております。
- ・社外取締役淡輪敬三氏がシニアアドバイザーを兼務していた、既に退職済みのタワーズワトソン株式会社と当社の間で、当社役員及び部長以上の社員に対するリーダーシップ調査(360度調査)等に関する取引がありますが、これは、一般消費者としての通常取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありませんでした。

ロ 社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役 山田和広氏は、国際公認投資アナリストとしての経営分析力と製造業等への投資案件を数多く担当した経験を有していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な発言を行っております。

社外取締役 淡輪敬三氏は、経営コンサルタント並びに経営者としての豊富な経験を有していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外取締役 中村克己氏は、グローバル化の進展した自動車業界において、長年技術者・経営者として活躍してこられましたので、さらなるグローバル化を目指す当社にとり同氏の知見はきわめて有益と考え、また公正かつ客観的な意思決定と監督の確保のため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 安永雅俊氏は、当社社外監査役として9年4ヵ月の実績を有しており、かつ国内外における弁護士活動の豊富な経験、知識が当社の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図られるものと考え、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 濱田清仁氏は、当社社外監査役として9年間の実績を有しており、かつ公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、その専門性を、当社の業務執行の適法性確保のために活用して頂くために、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役は、取締役会に出席すると共に、監査役会で取締役の業務執行状況を常勤監査役から聴取し、取締役の業務執行状況を監査しております。

ハ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、昨年平成27年11月に「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、その中に「社外取締役の独立性に関する基準」を規定しております。社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、会社法上の要件充足及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことは当然のことながら、役員の経歴、人柄、能力、年齢及び当社の事業展開に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点等を総合的に判断して、適任者をその都度決定しております。

当社では、独立役員の選任に当たり、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」を厳格に適用しておりますが、これは、独立役員の役割を当社なりに厳格に考え、特定の利害関係者から中立的に判断することが求められる局面で、独立性について一切問題ないという観点で厳選しております。

ニ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っている他に、年1回、社長と共に、社外取締役を除く取締役報酬の業績連動部分について、評価し報酬額の算定をしております。

社外監査役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。また、監査役会に出席し、監査役監査、内部監査室による内部監査の状況を共有すると共に、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社の内部統制状況、監査結果等について説明を受けております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査による指摘内容は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

④ 当社役員報酬

平成28年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

イ 役員報酬

区分	支払人員数	報酬等の種別	金額(百万円)
取締役 (社外取締役を除く。)	5名	基本報酬	79
		賞与	23
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	16
		合計	119
監査役 (社外監査役を除く。)	2名	基本報酬	13
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	0
		合計	13
社外役員	5名	基本報酬	36
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	-
		合計	36
総計	12名	基本報酬	128
		賞与	23
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	16
		総額	168

- (注) 1 取締役報酬年額300百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役報酬年額80百万円以内(平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されました。)
- 2 平成28年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。上記取締役及び監査役の支給人員には、平成27年6月23日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおり、それぞれに基本報酬に加え、役員退職慰労引当金繰入額を支給しております。
- 3 取締役には、基本報酬、役員賞与及び役員退職慰労金を支給しております。
なお、役員賞与については、平成25年4月から、業績年俸額として年俸制に切り替え、基準額を業績年俸額に組み込んでいますが、その基準額に対し、業績評価による過不足があれば、一時金として、翌年度に精算することに変更しております。

- 4 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16百万円(取締役16百万円、監査役0百万円)が含まれております。
- 5 上記のほか、平成27年6月23日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
 - ・退任取締役1名 16百万円
 - ・退任監査役1名 4百万円
 なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
- 6 退任取締役の役員退職慰労金については、社外取締役については、平成24年9月1日付にて廃止しております。又、退任監査役の役員退職慰労金については、社外監査役については、平成24年9月1日付、社内監査役については、平成27年7月1日付にて、それぞれ廃止しております。
- 7 役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 8 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定の方針

① 役員の報酬制度の基本方針
1) 役員報酬を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つとして位置づけます。
2) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬には、連結業績目標の達成度及び各役員の業績への寄与度等を反映し、かつ地位・責任が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬の割合を大きなものとします。
3) 社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保します。
② 報酬体系
1) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬として支給する基本報酬と、業績に連動する年次賞与、及び同じく業績に連動する退職慰労金により構成しております。社外取締役の報酬は、その役割に鑑み固定報酬のみとしております。
2) 基本報酬の報酬水準について、外部データベース等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責等を総合的に勘案し、適切な水準に決定しております。
③ 業績連動の仕組み
1) 年次賞与は、まず役位毎に基本報酬の25～50%程度の標準額を算定します。その上で、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(税引前利益に、特別損益、支払利息、及び減価償却費を加算した額)を用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して50～200%変動させた金額を決定することとしております。
2) 退職慰労金も、役位毎に基本報酬の10～25%程度の年次標準積立額を算定します。その上で、同様に評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準積立額に対して50～200%変動させた引当金を毎年積み立てます。
④ 報酬の決定方法
1) コーポレートガバナンスの観点から、社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保しております。
2) 上記指名報酬委員会の勧告に基づき、取締役会にて承認することとしております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	0	0	—	—	—
非上場株式以外の株式	38	—	0	7	—

⑥ 会計監査の状況及び顧問弁護士等専門家による助言・指導

イ 会計監査の状況

会計監査については、PwCあらた監査法人と契約を締結し、会計監査を受けております。平成28年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、山本昌弘氏及び田邊晴康氏の両氏であり、PwCあらた監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他12名であります。また、会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

ロ 顧問弁護士等専門家による助言・指導

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務や知的財産関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 取締役等の損害賠償責任の一部免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ハ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当については、継続的・安定的な利益還元を行うために、期末決算を経て行なわれる配当と合わせて、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	14	53	6
連結子会社	—	—	—	—
計	50	14	53	6

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社21社のうち19社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社20社のうち17社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「IFRS(国際財務報告基準)に関するアドバイザリー業務」及び「社内の新しいシステムに基づく業務設計に関するアドバイザリー業務」等です。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「子会社の財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」等です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,792	8,529
受取手形及び売掛金	12,593	11,761
商品及び製品	11,638	10,735
仕掛品	1,798	1,599
原材料及び貯蔵品	1,669	1,517
繰延税金資産	1,334	1,627
その他	1,707	1,895
貸倒引当金	△55	△66
流動資産合計	40,478	37,599
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,532	10,447
減価償却累計額	△5,630	△5,778
建物及び構築物（純額）	4,901	4,668
機械装置及び運搬具	16,717	17,295
減価償却累計額	△11,919	△12,433
機械装置及び運搬具（純額）	4,797	4,861
土地	1,658	1,496
建設仮勘定	270	379
その他	6,097	6,115
減価償却累計額	△5,565	△5,621
その他（純額）	532	494
有形固定資産合計	12,161	11,901
無形固定資産		
のれん	4,012	2,901
ソフトウェア	590	1,239
その他	4,407	3,756
無形固定資産合計	9,009	7,896
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 38	※3 1,337
繰延税金資産	532	641
その他	961	1,263
投資その他の資産合計	1,532	3,242
固定資産合計	22,703	23,040
繰延資産		
社債発行費	1	—
繰延資産合計	1	—
資産合計	63,183	60,639

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,113	5,301
短期借入金	1,689	1,758
1年内償還予定の社債	1,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,629	※2 2,836
未払費用	2,750	2,757
未払法人税等	1,013	644
賞与引当金	328	477
製品保証引当金	55	55
返品調整引当金	402	300
その他	1,109	939
流動負債合計	17,093	15,072
固定負債		
長期借入金	※2 16,025	※2 14,687
役員退職慰労引当金	181	177
退職給付に係る負債	2,431	2,664
繰延税金負債	1,619	1,683
その他	205	313
固定負債合計	20,464	19,527
負債合計	37,557	34,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,219	5,226
利益剰余金	13,477	15,279
自己株式	△367	△354
株主資本合計	22,307	24,128
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	0
繰延ヘッジ損益	△56	△132
為替換算調整勘定	2,643	1,512
退職給付に係る調整累計額	△318	△496
その他の包括利益累計額合計	2,269	883
新株予約権	30	36
非支配株主持分	1,020	991
純資産合計	25,626	26,040
負債純資産合計	63,183	60,639

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
売上高	49,968	55,821
売上原価	※ 2 33,143	※ 2 35,512
売上総利益	16,824	20,309
販売費及び一般管理費		
販売費	10,272	11,863
一般管理費	※ 2 3,156	※ 2 3,224
販売費及び一般管理費合計	※ 1 13,429	※ 1 15,087
営業利益	3,395	5,221
営業外収益		
受取利息	40	26
受取配当金	0	0
為替差益	112	—
受取賃貸料	32	32
作業くず売却益	30	43
その他	154	115
営業外収益合計	371	218
営業外費用		
支払利息	239	464
為替差損	—	175
その他	103	224
営業外費用合計	343	863
経常利益	3,423	4,576
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 347	—
特別利益合計	347	—
特別損失		
減損損失	※ 4 99	※ 4 211
品質関連対応費用	—	※ 5 154
特別損失合計	99	366
税金等調整前当期純利益	3,671	4,210
法人税、住民税及び事業税	1,845	1,779
法人税等調整額	△232	△167
法人税等合計	1,613	1,611
当期純利益	2,057	2,599
非支配株主に帰属する当期純利益	31	101
親会社株主に帰属する当期純利益	2,026	2,497

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	2,057	2,599
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	△1
繰延ヘッジ損益	△56	△75
為替換算調整勘定	1,865	△1,191
退職給付に係る調整額	△132	△177
その他の包括利益合計	※1 1,684	※1 △1,446
包括利益	3,741	1,152
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,597	1,111
非支配株主に係る包括利益	144	40

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,199	11,599	△423	20,353	△6	—
会計方針の変更 による累積的影響額			536		536		
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,976	5,199	12,136	△423	20,889	△6	—
当期変動額							
剰余金の配当			△653		△653		
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,026		2,026		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分		19		56	75		
連結範囲の変動			△32		△32		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						7	△56
当期変動額合計	—	19	1,341	56	1,417	7	△56
当期末残高	3,976	5,219	13,477	△367	22,307	1	△56

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	891	△186	698	37	914	22,003
会計方針の変更 による累積的影響額						536
会計方針の変更を 反映した当期首残高	891	△186	698	37	914	22,539
当期変動額						
剰余金の配当						△653
親会社株主に 帰属する当期純利益						2,026
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						75
連結範囲の変動						△32
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,752	△132	1,570	△7	105	1,669
当期変動額合計	1,752	△132	1,570	△7	105	3,086
当期末残高	2,643	△318	2,269	30	1,020	25,626

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,219	13,477	△367	22,307	1	△56
会計方針の変更 による累積的影響額					—		
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,976	5,219	13,477	△367	22,307	1	△56
当期変動額							
剰余金の配当			△695		△695		
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,497		2,497		
自己株式の取得					—		
自己株式の処分		7		12	19		
連結範囲の変動					—		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						△1	△75
当期変動額合計	—	7	1,801	12	1,821	△1	△75
当期末残高	3,976	5,226	15,279	△354	24,128	0	△132

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,643	△318	2,269	30	1,020	25,626
会計方針の変更 による累積的影響額						—
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,643	△318	2,269	30	1,020	25,626
当期変動額						
剰余金の配当						△695
親会社株主に 帰属する当期純利益						2,497
自己株式の取得						—
自己株式の処分						19
連結範囲の変動						—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△1,130	△177	△1,385	6	△28	△1,407
当期変動額合計	△1,130	△177	△1,385	6	△28	413
当期末残高	1,512	△496	883	36	991	26,040

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,671	4,210
減価償却費	1,311	1,814
減損損失	99	211
のれん償却額	252	386
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4	△5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	69	8
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	23	△4
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	143	21
受取利息及び受取配当金	△41	△26
支払利息	239	464
固定資産除却損	8	14
固定資産売却損益 (△は益)	△351	△2
売上債権の増減額 (△は増加)	△189	275
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,004	432
未収入金の増減額 (△は増加)	113	28
前払費用の増減額 (△は増加)	△109	414
仕入債務の増減額 (△は減少)	△916	△478
未払費用の増減額 (△は減少)	139	226
前受金の増減額 (△は減少)	79	△187
その他	△98	△682
小計	5,454	7,121
利息及び配当金の受取額	43	30
利息の支払額	△224	△450
法人税等の支払額	△1,939	△2,200
法人税等の還付額	5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,338	4,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,365	△1,317
有形固定資産の売却による収入	932	5
定期預金の預入による支出	△1	—
無形固定資産の取得による支出	△42	△695
関係会社出資金の払込による支出	—	△1,337
差入保証金の回収による収入	5	6
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△237	△43
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △7,840	—
その他	146	△188
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,402	△3,572

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△2,346	208
長期借入れによる収入	15,824	2,525
長期借入金の返済による支出	△5,714	△2,836
社債の償還による支出	—	△1,000
配当金の支払額	△653	△694
非支配株主への配当金の支払額	△55	△68
自己株式の売却による収入	59	16
その他	△63	△49
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,050	△1,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,455	△285
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,441	△1,256
現金及び現金同等物の期首残高	6,219	9,777
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	117	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,777	※1 8,521

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

連結子会社の名称

KITO Americas, Inc.

Harrington Hoists, Inc.

Har Ki, Inc.

PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.

Peerless Chain Co., Inc.

SCC JAPAN合同会社

SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GMBH

KITO CANADA INC.

Kito Europe GmbH

KITO PHILIPPINES, INC.

凱道起重設備(上海)有限公司

江陰凱澄起重機械有限公司

SIAM KITO CO., LTD.

SUKIT BUSINESS CO., LTD.

KITO KOREA CO., LTD.

ARMSSEL MHE PVT. LTD.

KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

PT. KITO INDONESIA

台湾開道股份有限公司

KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

Kito Chain Italia S.r.l.

(連結の範囲から除いた理由)

Kito Chain Italia S.r.l.については、当連結会計年度において新たに設立しましたが、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（Kito Chain Italia S.r.l.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち凱道起重設備(上海)有限公司、江陰凱澄起重機械有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、SUKIT BUSINESS CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA及び台湾開道股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

④ 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成27年3月26日）を当連結会計年度から適用し、本実務対応報告に定める経過的な取扱いに従って、在外子会社KITO Americas, INC. が平成26年1月に改正されたFASB Accounting Standards CodificationのTopic 350「無形資産－のれん及びその他」に基づき償却処理を選択したのれんについて、連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却しております。

これによる連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ③（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」及び「作業くず売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた217百万円は、「受取賃貸料」32百万円、「作業くず売却益」30百万円、「その他」154百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」は総額表示していましたが、期間が短く、かつ、回転が速い項目であるため、当連結会計年度より「短期借入金の純増減額(△は減少)」として純額表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの「短期借入れによる収入」に表示していた15,359百万円及び「短期借入金の返済による支出」に表示していた△17,706百万円は、「短期借入金の純増減額(△は減少)」△2,346百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000百万円	5,000百万円

※2 財務制限条項

- (1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。
- ① 平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。
 - ② 平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。
 - ③ 平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- (2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当連結会計年度末残高13,082百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。
- ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(出資金)	— 百万円	1,337百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・賞与	4,686百万円	5,276百万円
役員賞与	10百万円	23百万円
賞与引当金繰入額	137百万円	252百万円
退職給付費用	184百万円	249百万円
役員退職慰労引当金繰入額	23百万円	16百万円
貸倒引当金繰入額	24百万円	43百万円
減価償却費	361百万円	395百万円
研究開発費	769百万円	840百万円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般管理費	769百万円	840百万円
当期製造費用	108	101
計	877百万円	942百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	50百万円	— 百万円
機械装置及び運搬具	59	—
土地	237	—
計	347百万円	— 百万円

※4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

場所	用途	種類
インド	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるARMSEL MHE PVT. LTD. では地域の事業環境が依然厳しく、のれんを含む資産の回収可能額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に99百万円を計上しました。なお、のれんを含む資産の回収可能額については割引率12.5%を用いて算定した使用価値により測定しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類
米国	事業用資産	商標権

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるPeerless Chain Co., Inc.における商標権について、売上高が計画を下回って推移している状況を総合的に勘案し、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に211百万円を計上しました。なお、回収可能額については割引率16.0%を用いて算定した使用価値により測定しております。

※5 品質関連対応費用

海外子会社で受注した案件により発生した品質不具合に係る対応費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	11百万円	4百万円
組替調整額	—	△7
税効果調整前	11百万円	△2百万円
税効果額	△4	0
その他有価証券評価差額金	7百万円	△1百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△83百万円	△106百万円
税効果額	26	31
繰延ヘッジ損益	△56百万円	△75百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,911百万円	△1,190百万円
税効果額	△45	△1
為替換算調整勘定	1,865百万円	△1,191百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△299百万円	△337百万円
組替調整額	44	124
税効果調整前	△254百万円	△212百万円
税効果額	122	35
退職給付に係る調整額	△132百万円	△177百万円
その他の包括利益合計	1,684百万円	△1,446百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,524,100	13,524,100	—	27,048,200

(注) 増加は、平成26年10月1日付で実施した、普通株式1株につき2株の割合での株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	469,983	452,033	107,000	815,016

(注) 増加数の内訳は、平成26年10月1日付で実施した、普通株式1株につき2株の割合での株式分割によるものが451,983株、単元未満株式の買取りによる増加が50株であります。

減少数の内訳は、ストック・オプションの行使による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	8
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	7
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6
合計			—	—	—	—	30

(注) 第10回及び第11回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	326	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	326	25.00	平成26年9月30日	平成26年12月3日

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	327	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月24日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200	—	—	27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	815,016	—	28,000	787,016

(注) 減少数の内訳は、ストック・オプションの行使による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	14
	第12回 ストックオプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	1
合計			—	—	—	—	36

(注) 第11回及び第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	327	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月24日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	367	14.00	平成27年9月30日	平成27年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	367	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	9,792百万円	8,529百万円
預入期間3カ月超の定期預金	△14	△8
現金及び現金同等物	9,777百万円	8,521 百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の取得により新たにPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 社株式の取得価額とPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	7,540百万円
固定資産	6,202
のれん	3,439
流動負債	△2,003
固定負債	△6,931
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 社株式の取得価額	8,247百万円
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 社現金及び現金同等物	△406
差引: PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 社取得のための支出	7,840百万円

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場生産工程における生産設備用金型(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年以内	472百万円	436百万円
1年超	1,741	1,389
合計	2,214百万円	1,825百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、これらの一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に投資に係る資金調達であります。長期借入金の中に変動金利によるものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものには、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （＊１）	時価 （＊１）	差額
(1) 現金及び預金	9,792	9,792	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,593		
貸倒引当金	△55		
	12,538	12,538	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	38	38	—
資産計	22,369	22,369	—
(1) 支払手形及び買掛金	(6,113)	(6,113)	—
(2) 短期借入金	(1,689)	(1,689)	—
(3) 未払費用	(2,750)	(2,750)	—
(4) 未払法人税等	(1,013)	(1,013)	—
(5) 社債	(1,000)	(1,000)	0
(6) 長期借入金（＊２）	(18,655)	(18,656)	0
負債計	(31,222)	(31,223)	1
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(83)	(83)	—
デリバティブ取引計	(87)	(87)	—

（＊１） 負債に計上されているものについては（ ）で表示しております。

（＊２） 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、１年以内返済予定長期借入金を含めています。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	8,529	8,529	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,761		
貸倒引当金	△66		
	11,694	11,694	—
資産計	20,224	20,224	—
(1) 支払手形及び買掛金	(5,301)	(5,301)	—
(2) 短期借入金	(1,758)	(1,758)	—
(3) 未払費用	(2,757)	(2,757)	—
(4) 未払法人税等	(644)	(644)	—
(5) 社債	(—)	(—)	—
(6) 長期借入金(※2)	(17,524)	(17,546)	21
負債計	(27,986)	(28,008)	21
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されて いないもの	3	3	—
② ヘッジ会計が適用されて いるもの	(190)	(190)	—
デリバティブ取引計	(186)	(186)	—

(※1) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(※2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めています。

(※3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成27年 3月31日	平成28年 3月31日
非上場株式	0	0
関係会社出資金	—	1,337

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,792	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,593	—	—	—

当連結会計年度(平成28年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,529	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,761	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,689	—	—	—	—	—
社債	1,000	—	—	—	—	—
長期借入金	2,629	2,437	2,159	1,960	1,578	7,890
合計	5,319	2,437	2,159	1,960	1,578	7,890

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,758	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
長期借入金	2,836	2,573	2,376	1,994	1,624	6,118
合計	4,595	2,573	2,376	1,994	1,624	6,118

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	38	36	2
計	38	36	2
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
計	—	—	—

当連結会計年度(平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	43	7	—
計	43	7	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	829	—	△10	△10
	加ドル	149	—	△1	△1
	ユーロ	136	—	6	6
合計		1,115	—	△4	△4

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	554	—	3	3
	加ドル	—	—	—	—
	ユーロ	165	—	△0	△0
合計		720	—	3	3

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されてるデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	9,132	9,132	△83

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	7,707	7,707	△190
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	850	650	(注)

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,834百万円	6,352百万円
会計方針の変更による 累積的影響額	△822	—
会計方針の変更を反映した 期首残高	3,011	6,352
勤務費用	273	287
利息費用	77	126
数理計算上の差異の発生額	405	52
退職給付の支払額	△260	△339
新規連結に伴う増加	2,582	—
その他	261	△192
退職給付債務の期末残高	6,352百万円	6,288百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	1,375百万円	3,921百万円
期待運用収益	102	208
数理計算上の差異の発生額	106	△284
事業主からの拠出額	186	185
退職給付の支払額	△164	△250
新規連結に伴う増加	2,101	—
その他	213	△156
年金資産の期末残高	3,921百万円	3,623百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,785百万円	4,610百万円
年金資産	△3,921	△3,623
	864百万円	986百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,566	1,677
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,431百万円	2,664百万円
退職給付に係る負債	2,431百万円	2,664百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,431百万円	2,664百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	273百万円	287百万円
利息費用	77	126
期待運用収益	△102	△208
数理計算上の差異の費用処理額	45	125
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
確定給付制度に係る 退職給付費用	293百万円	329百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	△0百万円	△0百万円
数理計算上の差異	△253	△212
合計	△254百万円	△212百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	△4百万円	△3百万円
未認識数理計算上の差異	544	755
合計	540百万円	751百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	28%	27%
株式	61	59
現金及び預金	0	—
一般勘定	9	11
その他	2	3
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	2.1%	1.8%
長期期待運用収益率	5.5%	4.7%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度98百万円、当連結会計年度131百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	8百万円	10百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 5 回	第 7 回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社執行役員 2 名	当社取締役 3 名 当社執行役員 2 名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	平成21年 6 月25日	平成22年 5 月26日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	平成21年 6 月25日～ 平成25年 6 月30日	平成22年 5 月26日～ 平成26年 5 月31日
権利行使期間	平成23年 6 月25日～ 平成31年 6 月24日	平成24年 5 月26日～ 平成32年 5 月25日

	第 9 回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 7 名	当社執行役員 1 名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 140,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成23年5月27日	平成25年 5 月29日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	平成23年 5 月27日～ 平成26年 5 月31日	平成25年 5 月29日～ 平成28年 5 月29日
権利行使期間	平成25年 5 月27日～ 平成33年 5 月26日	平成27年 5 月29日～ 平成35年 5 月28日

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 2 名	当社執行役員1名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 60,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成26年 5 月28日	平成27年 5 月27日
権利確定条件	(注) 6	(注) 7
対象勤務期間	平成26年 5 月28日～ 平成30年 5 月28日	—
権利行使期間	平成28年 5 月28日～ 平成36年 5 月27日	平成29年 5 月27日～ 平成37年 5 月26日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年4月1日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定日である、第1回(平成23年6月25日)、第2回(平成24年6月30日)、第3回(平成25年6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されていません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成24年5月26日)、第2回(平成25年5月31日)、第3回(平成26年5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 4 権利確定日である、第1回(平成25年5月27日)、第2回(平成26年5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 5 権利確定日である、第1回(平成27年5月29日)、第2回(平成28年5月29日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 6 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年5月28日)、第2回(平成29年5月28日)、第3回(平成30年5月28日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年5月28日)、第2回(平成29年5月28日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 7 執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、平成29年5月27日において、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第5回	第7回	第9回	第10回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	10,000
未確定残	—	—	—	10,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	47,000	80,000	30,000	—
権利確定	—	—	—	10,000
権利行使	13,000	15,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	34,000	65,000	30,000	10,000

	第11回	第12回
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	60,000	—
付与	—	10,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	60,000	10,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第5回	第7回	第9回
権利行使価格(円)(注)1	537 (注)2	605 (注)2	391
行使時平均株価(円)	1,091	1,224	—
付与日における公正な評価単価(円) (条件変更日における評価単価)	183 (注)3	98 (注)3	108

	第10回	第11回	第12回
権利行使価格(円)(注)1	853	1,140	1,252
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	260	318	351

(注) 1 平成26年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(注) 2 第5回、第7回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。

・第5回541円→537円 ・第7回609円→605円

なお、平成26年10月1日に、1株を2株とする株式分割を実施しているため、上記行使価格については分割後の価格によっております。

3 第5回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定方法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性

第12回新株予約権 42.14%

平成19年8月9日～平成27年5月27日の株価実績に基づき算定

② 予想残存期間

第12回新株予約権 6年

十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行為されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当

第12回新株予約権 2.49%

平成25年3月期から平成27年3月期の平均年間配当実績によっております。

④ 無リスク利率

第12回新株予約権 0.40%

平成27年5月に公表された長期国債(10年)利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	779百万円	879百万円
返品調整引当金	142	107
賞与引当金	97	102
未払業績賞与	107	183
未実現利益	730	737
繰越欠損金	45	123
棚卸資産評価損	90	192
未払費用	74	103
その他	455	475
繰延税金資産小計	2,523百万円	2,906百万円
評価性引当額	△155百万円	△153百万円
繰延税金資産合計	2,367百万円	2,753百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社の未分配利益	△33百万円	△45百万円
のれん	△20	△16
固定資産	△1,906	△2,003
その他	△160	△106
繰延税金負債合計	△2,121百万円	△2,171百万円
繰延税金資産の純額	246百万円	581百万円

(表示方法の変更)

当連結会計年度より重要性を勘案し、前連結会計年度において「その他」に含めておりました「繰越欠損金」、「棚卸資産評価損」及び「未払費用」は、当連結会計年度から独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度における「その他」666百万円を「繰越欠損金」45百万円、「棚卸資産評価損」90百万円、「未払費用」74百万円及び「その他」455百万円に組替えて表示しております。

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,334百万円	1,627百万円
固定資産－繰延税金資産	532百万円	641百万円
流動負債－その他	△0百万円	△2百万円
固定負債－繰延税金負債	△1,619百万円	△1,683百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	34.8%	32.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3%	0.1%
評価性引当額の増減	1.5	0.6
住民税均等割等	0.5	0.5
外国源泉税	0.7	2.2
のれん償却額	3.0	4.6
試験研究費税額控除	△0.9	△0.9
所得拡大促進税制に係る税額控除	△1.1	△1.2
海外子会社の税率差異	△3.6	△1.1
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	2.6	2.1
その他	1.2	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.9%	38.3%

(表示方法の変更)

当連結会計年度より重要性を勘案し、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「受取配当金」、「海外子会社の未分配利益」、「外国税額控除」及び「未実現利益」は、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「その他」に含めておりました「外国源泉税」及び「所得拡大促進税制に係る税額控除」は、当連結会計年度から独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度における「受取配当金」0.2%、「海外子会社の未分配利益」0.4%、「外国税額控除」△0.0%、「未実現利益」0.0%及び「その他」0.1%を「外国源泉税」0.7%、「所得拡大促進税制に係る税額控除」△1.1%及び「その他」1.2%に組替えて表示しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.2%、平成30年4月1日以降のものについては29.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が83百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が69百万円、繰延ヘッジ損益が△3百万円、為替換算調整勘定が2百万円、退職給付に係る調整累計額が△7百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

前連結会計年度に取得しましたPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. の取得原価の配分について、一部の項目において、連結財務諸表作成時点における入手可能な合理性のある情報に基づき暫定的な会計処理を行っており、取得原価の配分は完了していませんでした。

当連結会計年度における取得原価の配分の見直しによるのれんの修正額は、次のとおりであります。

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	3,439百万円
固定資産	△703
流動負債	1
固定負債	189
修正金額合計	△512百万円
のれん（修正後）	2,926百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、各連結会社を集約し、日本、米州、中国、アジア及び欧州の5つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	12,751	21,888	8,198	5,442	1,686	49,968	—	49,968
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,763	78	305	29	5	12,182	△12,182	—
計	24,514	21,967	8,504	5,471	1,692	62,150	△12,182	49,968
セグメント利益又は 損失(△)	4,726	744	836	△374	9	5,941	△2,545	3,395
セグメント資産	24,862	28,622	8,718	5,964	1,064	69,232	△6,048	63,183
その他の項目								
減価償却費	578	302	264	148	7	1,301	9	1,311
のれんの償却額	11	172	0	67	—	252	—	252
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	894	265	144	97	5	1,408	0	1,408

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△2,545百万円には、セグメント間取引消去△459百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,085百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額△6,048百万円には、セグメント間取引消去△6,131百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産56百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額0百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	13,667	27,912	7,418	5,136	1,686	55,821	—	55,821
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,747	53	451	30	0	12,282	△12,282	—
計	25,415	27,965	7,870	5,166	1,686	68,104	△12,282	55,821
セグメント利益	5,521	1,121	867	61	31	7,604	△2,382	5,221
セグメント資産	25,250	25,561	7,964	4,928	1,231	64,937	△4,298	60,639
その他の項目								
減価償却費	645	692	292	166	7	1,805	9	1,814
のれんの償却額	11	321	—	52	—	386	—	386
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,426	435	86	57	8	2,013	0	2,013

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△2,382百万円には、セグメント間取引消去△146百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,236百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額△4,298百万円には、セグメント間取引消去△4,345百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産47百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額0百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

- 2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
11,702	21,888	8,198	5,676	1,823	677	49,968

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	合計
4,590	2,714	2,807	2,026	22	12,161

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
12,692	27,909	7,418	5,321	1,837	642	55,821

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	合計
4,874	3,062	2,466	1,472	24	11,901

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
減損損失	—	—	—	99	—	99	—	99

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
減損損失	—	211	—	—	—	211	—	211

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(のれん)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	11	172	0	67	—	252	—	252
当期末残高	66	3,587	—	358	—	4,012	—	4,012

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(のれん)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	11	321	—	52	—	386	—	386
当期末残高	54	2,560	—	285	—	2,901	—	2,901

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結 子会社	Kito Chain Italia S.r.l.	イタリア 共和国	— ¹	チェーン及 びチェーン 関連製品の 製造販売	(所有) 直接 100.0%	増資の引受	増資の引受	1,336	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、Kito Chain Italia S.r.l.が行った増資を全額引き受けたものであります。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	伊藤 祝	—	—	当社常務取 締役 常務執行役 員	(被所有) 直接 0.05%	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)1	21 (40,000株)	—	—
役員	宇川 維亜	—	—	当社執行役 員	(被所有) 直接 0.16%	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)2	17 (40,000株)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
- 2 平成22年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
- 3 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 4 宇川 維亜氏は、平成27年4月1日に当社執行役員を退任したため、上記は執行役員在任期間中の取引について記載しております。
- 5 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会社 の役員	Marc Premont	—	—	KITO CANADA INC./CEO	(被所有) —%	金銭の貸付	金銭の貸付	14	短期貸付金 長期貸付金	1 12

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会社 の役員	Marc Premont	—	—	KITO CANADA INC./CEO	(被所有) —%	貸付の回収 利息の受取	貸付の回収 利息の受取	1 0	短期貸付金 長期貸付金	1 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	936.83円	952.43円
1株当たり当期純利益金額	77.52円	95.13円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	77.11円	94.87円

(注) 1. 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	25,626	26,040
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,050	1,028
(うち新株予約権)	(30)	(36)
(うち非支配株主持分)	(1,020)	(991)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	24,576	25,011
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	26,233,184	26,261,184

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,026	2,497
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	2,026	2,497
普通株式の期中平均株式数(株)	26,147,003	26,252,851
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	139,796	71,197
(うち新株予約権)(株)	(139,796)	(71,197)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成25年6月20日 取締役会決議日 平成26年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)	第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成25年6月20日 取締役会決議日 平成26年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株) 第12回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成26年6月24日 取締役会決議日 平成27年5月26日 (新株予約権の数 50個 普通株式 10,000株)

(重要な後発事象)

(新株予約権 (ストック・オプション) の発行について)

当社は、平成28年4月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、平成28年6月21日開催の第72回定時株主総会で決議されました。

① 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

② 新株予約権の数 1,000個を上限とする

③ 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

④ 新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする

⑤ 新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

(株式取得による会社等の買収について)

平成28年4月29日付で、Industrial Development Corporation of South Africa Limited (以下「IDC社」) から、IDC社が保有する豪州の持株会社Scaw Metals Pty. Ltd. (以下「Scaw Metals社」) の全株式と、Scaw Metals社が傘下に保有する事業会社PWB Anchor Limited (以下「PWBA社」) の取得が完了しました。概要については以下のとおりです。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称、事業内容及び事業の規模

被取得企業の名称	Scaw Metals Pty. Ltd.
事業の内容	販売代理店であるPWBA社を傘下に持つ純粋持株会社
事業の規模	(2015年3月期。以下すべて1豪ドル=85.0円と換算)
資本金	5百万豪ドル (425百万円)
売上高	22百万豪ドル (1,870百万円)
純資産	19百万豪ドル (1,615百万円)
総資産	25百万豪ドル (2,125百万円)

②企業結合を行った理由

本件、豪州Scaw Metals社傘下にあるPWBA社を取得することで、豪州における当社製品の販売ネットワークと、PWBA社のチェーン生産機能を獲得し、同地域における当社事業を強固にします。

PWBA社は30年にわたり当社の豪州における総販売代理店であり、豪州において非常に強固なセールス基盤を有します。今後は、PWBA社の販売ネットワークを通じて、当社ホイスト製品などの販売機会の拡大を目指します。

またPWBA社のチェーン事業を取得することで、日本国内の山梨本社工場、米国子会社Peerless社、そのほかの拠点と合わせて、世界トップクラスのチェーン及びチェーン関連製品の生産・開発体制を有し、生産能力と新製品開発力を機動的に活かした、グローバル生産・供給体制を構築することを目論んでおります。

③企業結合日

平成28年4月29日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得対価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価 5.5百万豪ドル (468百万円)

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 (概算額) 0.4百万豪ドル (34百万円)

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社キトー	第3回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成22年 6月30日	1,000	—	1.41	無担保 社債	平成27年 6月30日
合計	—	—	1,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,689	1,758	3.31	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,629	2,836	1.49	—
1年以内に返済予定のリース債務	41	70	4.93	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	16,025	14,687	1.43	平成29年～平成37年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	77	105	4.08	平成29年～平成33年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	20,463	19,459	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,573	2,376	1,994	1,624
リース債務	54	36	12	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12, 122	25, 809	39, 536	55, 821
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	418	1, 194	2, 344	4, 210
親会社株主に帰属 する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	172	568	1, 185	2, 497
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	6. 58	21. 65	45. 17	95. 13

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純利益金額 (円)	6. 58	15. 08	23. 52	49. 94

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31 日)	当事業年度 (平成28年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,133	5,183
受取手形	55	37
売掛金	※1 6,151	※1 5,591
商品及び製品	2,633	2,782
仕掛品	1,260	1,215
原材料及び貯蔵品	388	491
前払費用	193	280
繰延税金資産	695	524
未収入金	※1 341	※1 125
未収消費税等	234	238
関係会社短期貸付金	471	629
その他	※1 196	※1 538
貸倒引当金	△0	—
流動資産合計	18,755	17,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,838	2,077
構築物	95	103
機械及び装置	1,220	1,110
車両運搬具	10	7
工具、器具及び備品	276	210
土地	1,000	1,000
リース資産	57	116
建設仮勘定	91	246
有形固定資産合計	4,590	4,874
無形固定資産		
のれん	66	54
ソフトウェア	569	1,095
電話加入権	3	3
無形固定資産合計	639	1,153
投資その他の資産		
投資有価証券	38	0
関係会社株式	4,011	4,206
関係会社出資金	3,237	4,816
関係会社長期貸付金	12,515	11,099
長期前払費用	182	182
繰延税金資産	434	709
差入保証金	162	185
役員退職慰労保険積立金	90	94
投資その他の資産合計	20,673	21,292
固定資産合計	25,903	27,320
繰延資産		
社債発行費	1	—
繰延資産合計	1	—
資産合計	44,659	44,961

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	758	540
買掛金	※1 2,780	※1 2,778
1年内償還予定の社債	1,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,280	※3 2,621
リース債務	26	56
未払金	26	45
未払法人税等	606	577
未払費用	※1 1,694	※1 2,102
前受金	0	0
預り金	31	28
賞与引当金	311	313
製品保証引当金	24	27
返品調整引当金	2	2
設備関係支払手形	162	204
設備関係未払金	233	231
その他	11	52
流動負債合計	9,951	9,584
固定負債		
長期借入金	※3 15,738	※3 14,635
リース債務	35	71
退職給付引当金	1,368	1,405
役員退職慰労引当金	181	177
その他	126	198
固定負債合計	17,450	16,487
負債合計	27,401	26,072
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
その他資本剰余金	19	26
資本剰余金合計	5,219	5,226
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	5	4
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	8,298	9,981
利益剰余金合計	8,453	10,135
自己株式	△367	△354
株主資本合計	17,283	18,984
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	—
繰延ヘッジ損益	△56	△132
評価・換算差額等合計	△55	△132
新株予約権	30	36
純資産合計	17,257	18,888
負債純資産合計	44,659	44,961

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	※2 24,514	※2 25,415
売上原価	※2 15,369	※2 14,990
売上総利益	9,145	10,425
販売費及び一般管理費	※1 6,504	※1 7,139
営業利益	2,640	3,285
営業外収益		
受取利息	134	242
受取配当金	※2 217	※2 623
為替差益	165	—
その他	95	93
営業外収益合計	612	959
営業外費用		
支払利息	130	381
為替差損	—	228
その他	60	137
営業外費用合計	190	747
経常利益	3,062	3,497
特別利益		
関係会社株式償還益	262	—
特別利益合計	262	—
特別損失		
関係会社株式評価損	※3 636	※3 66
特別損失合計	636	66
税引前当期純利益	2,688	3,431
法人税、住民税及び事業税	1,121	1,126
法人税等調整額	71	△72
法人税等合計	1,193	1,053
当期純利益	1,495	2,377

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	—	5,199	5	150	6,919	7,075
会計方針の変更 による累積的影響額							536	536
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,976	5,199	—	5,199	5	150	7,456	7,611
当期変動額								
剰余金の配当							△653	△653
当期純利益							1,495	1,495
自己株式の取得								
自己株式の処分			19	19				
固定資産圧縮積立金 の取崩					△0		0	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	19	19	△0	—	842	841
当期末残高	3,976	5,199	19	5,219	5	150	8,298	8,453

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△423	15,828	△6	—	△6	37	15,859
会計方針の変更 による累積的影響額		536					536
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△423	16,365	△6	—	△6	37	16,396
当期変動額							
剰余金の配当		△653					△653
当期純利益		1,495					1,495
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	56	75					75
固定資産圧縮積立金 の取崩		—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			7	△56	△49	△7	△56
当期変動額合計	56	917	7	△56	△49	△7	861
当期末残高	△367	17,283	1	△56	△55	30	17,257

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	19	5,219	5	150	8,298	8,453
会計方針の変更 による累積的影響額								—
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,976	5,199	19	5,219	5	150	8,298	8,453
当期変動額								
剰余金の配当							△695	△695
当期純利益							2,377	2,377
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
固定資産圧縮積立金 の取崩					△0		0	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	7	7	△0	—	1,682	1,682
当期末残高	3,976	5,199	26	5,226	4	150	9,981	10,135

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△367	17,283	1	△56	△55	30	17,257
会計方針の変更 による累積的影響額		—					—
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△367	17,283	1	△56	△55	30	17,257
当期変動額							
剰余金の配当		△695					△695
当期純利益		2,377					2,377
自己株式の取得		—					—
自己株式の処分	12	19					19
固定資産圧縮積立金 の取崩		—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			△1	△75	△77	6	△71
当期変動額合計	12	1,701	△1	△75	△77	6	1,630
当期末残高	△354	18,984	—	△132	△132	36	18,888

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 製品・半製品・原材料

総平均法による原価法

② 仕掛品・未成工事支出金

個別法による原価法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
----	--------

機械装置	9年
------	----

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「アレンジメントフィー」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「アレンジメントフィー」24百万円は、「その他」60百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	3,938百万円	2,704百万円
短期金銭債務	41百万円	152百万円

- 2 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000百万円	5,000百万円

※3 財務制限条項

- (1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ③ 平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

- (2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当事業年度末残高13,082百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

4 偶発債務

下記の会社のリース契約及び金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(リース契約)

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
Kito Europe GmbH	3百万円	Kito Europe GmbH	2百万円
計	3百万円	計	2百万円

(借入金)

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
Kito Europe GmbH	257百万円	Kito Europe GmbH	342百万円
SIAM KITO CO., LTD.	958	SIAM KITO CO., LTD.	513
KITO KOREA CO., LTD.	402	KITO KOREA CO., LTD.	231
ARMSEL MHE PVT. LTD.	396	ARMSEL MHE PVT. LTD.	189
PT. KITO INDONESIA	92	PT. KITO INDONESIA	76
台湾開道股份有限公司	134	台湾開道股份有限公司	105
計	2,242百万円	計	1,457百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度45%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・賞与	1,506百万円	1,831百万円
役員賞与	10百万円	23百万円
賞与引当金繰入額	143百万円	135百万円
退職給付費用	113百万円	121百万円
役員退職慰労引当金繰入額	23百万円	16百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	一百万円
減価償却費	108百万円	117百万円
研究開発費	686百万円	770百万円

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,732百万円	11,747百万円
仕入高	313百万円	485百万円
営業取引以外の取引による取引高	613百万円	864百万円

※3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

製品及び商品販売のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

製品及び商品販売のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は4,206百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,011百万円)及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は4,816百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は3,237百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	431百万円	420百万円
賞与引当金	91	86
未払業績賞与	107	183
売上割戻未払額	69	81
関係会社株式評価損	510	500
その他	352	374
繰延税金資産小計	1,561百万円	1,627百万円
評価性引当額	△405百万円	△392百万円
繰延税金資産合計	1,156百万円	1,254百万円
(繰延税金負債)		
のれん	△20百万円	△16百万円
その他	△5	△4
繰延税金負債合計	△26百万円	△21百万円
繰延税金資産の純額	1,129百万円	1,233百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
法定実効税率	34.8%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.7	
評価性引当額の増減	7.8	
住民税均等割等	0.7	
国外配当金源泉税	1.0	
試験研究費税額控除	△1.2	
所得拡大促進税制に係る税額控除	△1.3	
生産性向上設備投資促進税制に係る税額控除	△0.3	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6	
その他	1.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.2%、平成30年4月1日以降のものについては29.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が90百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が87百万円、繰延ヘッジ損益が△3百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権 (ストック・オプション) の発行について)

当社は、平成28年4月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、平成28年6月21日開催の第72回定時株主総会で決議されました。

① 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

② 新株予約権の数 1,000個を上限とする

③ 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

④ 新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする

⑤ 新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6,065	391	16	152	6,440	4,363
	構築物	439	17	0	8	456	353
	機械及び装置	10,590	149	265	255	10,473	9,362
	車両運搬具	112	—	9	2	103	95
	工具、器具及び備品	5,234	77	132	140	5,179	4,968
	土地	1,000	—	—	—	1,000	—
	リース資産	215	91	—	31	307	190
	建設仮勘定	91	1,762	1,607	—	246	—
	計	23,749	2,489	2,031	592	24,208	19,333
無形固定資産	のれん	118	—	—	11	118	64
	ソフトウェア	712	591	5	62	1,298	202
	電話加入権	3	—	—	—	3	—
	計	834	591	5	74	1,420	266

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の増加

本社工場建屋耐震補強工事

358百万円

総合廃水処理場 制御盤更新

9百万円

機械装置の増加

サブ変電所老朽化対策 配電設備更新

30百万円

バリ取りロボット及びサドルロボット溶接機

35百万円

鎖生産設備オーバーホール及び騒音対策

21百万円

機械装置の減少

搬送設備撤去による除却

65百万円

高周波自動焼き入れ焼き戻し装置除却

46百万円

サドル塗装ライン撤去による除却

42百万円

工具、器具備品の増加

部品生産用金型更新

8百万円

転注による金型更新

32百万円

ソフトウェアの増加

ActiveDirectory構築、MS-Lync構築費

32百万円

社内基幹システム更新

532百万円

2 建設仮勘定の増加額は本勘定に振替えられているため、その主な内容の記載を省略しております。

3 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	—	0	—
賞与引当金	311	313	311	313
製品保証引当金	24	27	24	27
返品調整引当金	2	2	2	2
役員退職慰労引当金	181	16	21	177

(注) 引当金計上の理由及び金額の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://kito.com/jp/epn/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利並びに後記2に記載の権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第71期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)平成27年 6 月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年 6 月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第72期第 1 四半期(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)平成27年 8 月12日関東財務局長に提出。

第72期第 2 四半期(自 平成27年 7 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)平成27年11月13日関東財務局長に提出。

第72期第 3 四半期(自 平成27年10月 1 日 至 平成27年12月31日)平成28年 2 月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年 6 月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年 5 月 2 日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第71期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)平成27年12月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月22日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 昌 弘 ㊞
----------------	-------	---------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 邊 晴 康 ㊞
----------------	-------	---------------

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キトーが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月22日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 昌 弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 邊 晴 康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鬼頭芳雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として基本的に、売上高、売上原価、受取手形及び売掛金、棚卸資産、並びに支払手形及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鬼頭芳雄は、当社の第72期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。